

天皇・上皇同所同宿の歴史的展開と忌避

——順徳・後鳥羽頻回長期接触の背景——

谷 昇

はじめに

天皇と上皇が居所を同じくするかたちはさまざまだが、史料上「御同所・御同宿・御対面・御同座」などとして現れる。^①本稿ではまとめて「同所」もしくは「同所同宿」と称する。

天皇・上皇同所同宿は、①院御所行幸、②上皇の皇居御幸、③天皇・上皇某所合流などの際に出来（しゅったい）する。史料上とりわけ多いのは「①院御所行幸」で、朝覲、祝賀、病氣見舞、方違、祇園神輿違、遊興、習礼、避難などを目的として行われた。

同所同宿が出来るケースの代表は「朝覲行幸」で、多くの研究が存在するが、「院政期以降の朝覲行幸をはじめて本格的に検討した大村拓生・白根靖大両氏の研究は、現在も通説的位置を占めている」^③とされている。

大村氏は、朱雀―後醍醐期の朝覲行幸回数を一覧して分析し、朝覲行幸は「家父長権の確認の場として、叙位による院司の編成手段として」上皇にとって重要な意義を持っていたと論じた。白根氏もまた、嵯峨―後醍醐期の朝覲行幸を一覧にし、院政期以前のそれは「聖代にならう行動」であり、摂関期には女院への朝覲、後鳥羽院政期には「治天御幸始」が創出され、後嵯峨院政期につながるなどと分析した。佐古氏は、「中世の朝覲は皇位継承の方向性を知らしめる、極めて政治的意義を有する儀

礼」と評価した。^④以上いずれも本稿問題関心の一部につながる研究である。

また歴史上、天皇・上皇同所同宿は「忌避」されたが、それは弘仁元年（八一〇）の「平城上皇の乱」以来のことであった。樋口健太郎氏の近業は、この忌避こそ中世摂関家成立に深くかかわっていると主張する。樋口氏は、院による天皇の後見（コントロール）を視点として、摂関家の果たした役割を分析した。院ははじめ、天皇に対する後見を摂関家に請け負わせたが、藤原師実・師通を失った堀河天皇期には、院への行幸が増え、以後減少するが、院は天皇に近住し、ついには内裏「陣中」に居を構えるに至るも、院政の安定化に伴い、院は京外に住する例も見られるようになった、と論じている。いわば同所同宿忌避という「不文律」（22頁）が、当該期政治動向を左右したという認識であろう。

天皇や上皇は何を、なぜ「忌避」したのであろうか。樋口氏は、「院は日常的に天皇の側にあつて後見を行うことができず、天皇に対する院の親権行使には限界があつた」（53頁）、「院は院政期以降も内裏には参入できていない」（58頁）、「院は……「平城太上天皇の変」以来の不文律によって、内裏への参入すらできなかった」（67頁）などと述べているが、なぜ内裏に参入し得なかったかについて「院は大内裏に入ることができなかったし、里内裏についても、神器が安置されているため、出家の身である法皇と天皇の同宿は極力忌避されていた」（47頁）とその理

由を指摘している。しかし中世を通じて普遍的に存在した、同所同宿忌避・「太上天皇不_二参内_一」なる観念（慣習・不文律）は、「法体」以外あるいは以前の上皇の時代にも存在した。

本稿では、嵯峨―後醍醐天皇期の「院御所行幸」事例を収集集計し、行幸「回数」とともに同所同宿「日数」を明らかにした上で、同所同宿「忌避」の観念が摂関期前後にも通史的に存在したこと、廷臣たちが凝らした忌避回避策について「神鏡（内侍所／賢所）」を視点として分析したい。

こうした同所同宿忌避の存在を歴史的前提として、建保年間を中心に現出した順徳天皇・後鳥羽上皇の長期間同所同宿・頻回接触の実態を明らかにし、その政治的意味を問いたいと思う。

第一章 天皇・上皇同所同宿の起点「院御所行幸」

第一節 歴代天皇院御所行幸の回数と滞在日数

本章では、天皇・上皇同所同宿が出来るケースのうち、「院御所行幸」について検討する。「院御所」の政治的機能について、白河院政期を中心に詳細な議論を展開したのは井上満郎氏である。^⑥氏は、正式な朝観行幸を受ける場所、「院政」という「政治」が執行される場所が「院御所」であると規定した。本稿では、上皇の居所＝朝観行幸を含む多様な目的による行幸を受け入れる場所を、ゆるやかに「院御所」と解し議論を進めたい。

（1）歴代天皇院御所行幸の回数と目的

「はじめに」で述べたように、朝観行幸（太上天皇后を含む）については大

村拓生・白根靖大氏らにより、詳細な一覧表が作成されている。本稿の問題関心は朝観行幸を含む院御所行幸全体にあるため、予備作業として、『皇居行幸年表』^⑦その他を参照して「院御所行幸」を検出、別途作成した一覧表を集計したうえで、「表1」院御所行幸の回数と目的」を示す。採録期間は便宜上、『皇居行幸年表』に「朝観行幸」表記の見える期間、

【表1】院御所行幸の回数と目的

天皇	行幸の 確認 できる 上皇	天皇 在位	行幸 回数	朝 観	祝賀・ 御賀	拝謝・ 上表	病氣 見舞	供 養	方 違	方違 偽称	遊 興	習 礼	祇園 神輿 違	避 難	怪異 等忌 避	承久 の乱	未 詳
嵯峨淳仁	平	15	1	1													
嵯峨淳仁	嵯峨淳	11	1			1											
醍醐村	宇	29	10	8	3	1	2										3
一条	朱雀	34	32	25													
一条	融	22	8	8													
一条	巴	26	4	3							1						
白河	花		1				1										
堀河	三	15	2				2										
鳥羽	白	22	49	20	3			1	19		4						2
崇徳	白	17	25	16				1	2			3	1	2			
崇徳	白	19	1	1													
近衛	白		6	6													
近衛	鳥羽		19	13							1		3				2
近衛	鳥羽	15	2	2													
二条	鳥羽		10	8				2									1
二条	後	8	9	8													
二条	白	4	1	1													
高倉	後	13	25	10	2				9	1	1			1	1		
高倉	白	6	2	1										1			
安徳	後	16	4	2			1							1			
鳥羽	後	13	6	4					2								
土御門	後	12	22	2				2	1		11	1	2				3
順徳	後		1	1												1	
仲恭	後	12	3	1			1							1			
堀河	後	14	7	2										2			3
深草	後	16	17	2	1		1	1	3			2	6				1
龜山	後	14	11	2					1		1		4	1	1		1
宇多	後	12	6	2					1								3
伏見	後	4	1	1													
伏見	伏	8	10				1		2		1		3				3
二条	龜山	11	4	1					2								1
花園	後	22	7	2			2				1						2
醍醐	宇		307	152	9	2	11	7	42	1	21	6	22	6	2	1	25

すなわち大同四年（八〇九）八月三十日、嵯峨天皇の平城上皇御所行幸から、後醍醐天皇による後宇多上皇に対する朝覲（元亨三年（一一三三）四月二十七日）までの約五〇〇年間を対象とし、合計三〇七事例を検出した。まず、歴代天皇の院御所行幸回数に着目すると、頻回行幸は院政期に集中し、院政と院御所行幸の間に強い関連があることを示唆する。上皇が行幸を受けた回数は、白河（81回）が飛び抜けて多く、以下後白河（41）、鳥羽（37）、宇多（32）、後鳥羽（29）、後嵯峨（24）と続く。

（2）院御所行幸滞在日数

それでは、天皇の院御所同所同宿（滞在）日数はどうかであろうか。史料上、「還御」日未詳のケースが多く（116件・38%）、ほとんどの行幸は三日以内（174件・57%）の滞在で終わっている。院御所滞在が延べ五日以上の天皇を即位順に並べると、高倉（17日）、順徳（192）、仲恭（35）、亀山（17）、後深草（10）、後宇多（9）、後二条（20）、後醍醐（7）のようになる。^⑧

われわれはさきに、行幸「回数」の序列に注目したが、滞在「日数」のそれはまったく異なった様相を示す。すなわち、院御所行幸回数のピークは摂関期に、行幸滞在日数のそれは院政期（南北朝期にあることが明らかとなった）。

高倉天皇の行幸は源平争乱期、清盛クーデター前夜ともいうべき時期に、続く順徳天皇の頻回・長期滞在は、王家にとって鎌倉幕府の存在が強く意識され始める時代に相当する（後述）。仲恭天皇の日数は、承久の乱勃発から敗戦まで、後鳥羽上皇一族に「連れ回され」た幼帝の三五日間である。続く亀山から後醍醐までは、いずれも南北朝期の天皇であった。

第二節 院御所行幸―さまざまなかたち

目的別に見た行幸の概数は、朝覲（152件）、方違（42）、祇園神輿違（22）、遊興（御遊）（21）に次いで、病氣見舞、祝賀・御賀、習礼、避難、御堂供養等、兵乱混乱回避・怪異邪氣忌避……などを見ることが出来る。以下、行幸目的別に、興味深い事例を概観しておきたい。

朝覲行幸（152件）

先に、天皇・上皇同所同宿が出来るケースの代表は、朝覲行幸であると述べたが、今度明らかにしたのは、院御所行幸全体に占める朝覲の割合は約半数にすぎないという事実であった。天皇は朝覲以外に、さまざまな理由で院御所に行幸している。朝覲行幸に関しては分厚い研究史があるが、朝覲目的以外の院御所行幸に対する注目が、院政期理解のために重要であることを再確認する結果となった。

祝賀・御賀・拝謝・上表・病氣見舞・供養（29件）

これらは、朝覲とともに儀礼的側面の強い行幸である。

方違（42件）・遊興（21件）・方違偽称（1件）

方違行幸は、朝覲に次ぐ頻度を示し、その内実は遊興であることが多かった。ここでは「方違」を偽称してまで強行されなければならなかった行幸の一例を示す。

治承二年（一一七八）四月二十九日、高倉天皇は、後白河上皇御所法住寺殿に行幸、翌五月一日には、殿上人等が乱遊、白拍子・女童部等の舞、蹴鞠・雑芸など行われ、九条兼実は「末代事、不可云是非歟」と慨嘆した。^⑨ この「方違行幸」には二つの問題点があった。一つは、大納言藤原実定の記録『庭槐抄』に見られるように、行幸は鴨河の洪水・浮橋破損という悪天候を押し強引に上皇の命により実施され、実定をして「今夜凌_レ洪水」行幸、是何故哉、……未_レ知_二其理_一而已、是偏狂申_レ然歟、

可_レ恐々々^⑩」と言わしめるものであった。いま一つは兼実が記すところ「偽称_二御方違_一云々^⑪」(二十九日条)とあって、方違え名目は方便に使われていた。

祇園神輿違 (22件)

祇園御霊会のさい、祇園神輿が御旅所への巡幸で皇居近辺を通る時、天皇はこれを避け他所に行幸した。神輿違行幸については、第二章で検討する。

避難 (日吉神輿・衆徒・源平争乱回避、火災) (6件)

天皇が避けたのは祇園神輿だけではない。治承元年(一一七七)四月十三日、洛中に動座された日吉神輿を、官兵の矢が射たことから、衆徒は神輿を閑院内裏近くの路次に棄てて逃げた。高倉天皇は翌十四日、後白河上皇御所法住寺殿に行幸、九条兼実「縦夷狄雖_レ致_二謀叛_一、天子豈棄_二皇居_一乎、可_二彈指_一之世也」と批判した(『玉葉』)。後の時代にも同様のことは見られ、今度は日吉のみならず祇園その他の社の神輿も加わり、皇居冷泉万里小路殿の四足門を破り進入、紫宸殿ほかの殿上に御輿を振り捨てて逃走、後宇多天皇の亀山上皇御所近衛殿への行幸を招くこととなった^⑫。

源平争乱期、平氏西走(寿永二年七月二十五日)、法住寺合戦(同年十一月十九日)のさいにも、院御所への緊急行幸があったことは衆知の通りである。

内裏は平安遷都後、天徳四年九月二十三日以来しばしば火災に遭った。そのさい避難行幸先に院御所が選ばれることがあった。

怪異等忌避 (2件)

治承二年閏六月、高倉天皇中宮平徳子(懷妊六ヶ月)、に「物氣(邪氣)」が付いた。宮中における「物氣渡し」祈祷は不吉だが、里亭への遷御も、すでに「御着帯以後初出御」の日が決定済みであり不可とされたため、天皇の方が他所(後白河上皇御所三条室町殿)に行幸することとなった。こ

のとき神鏡も渡御し、滞在は十七日間に及んだ^⑬。行幸の「理由」としては珍しい例であるが、「禁中」で許されない物氣払いが、神鏡が他所に遷御したことで可能になったという事実は、神鏡と天皇・祈祷呪術の関係・性格を考える上で興味深い。

第二章 天皇・上皇同所宿忌避と神鏡

第一節 神鏡動座

天皇・上皇同所宿の「起点」たる院御所行幸は、朝覲や祝賀・病氣見舞い・供養など儀礼目的の場合は公然と受容された。いっぽう、方違・遊興・祇園神輿違など儀礼目的以外の行幸は、前章【表1】において合計一〇一回(33%)見られた。記録にはしばしば、行幸に対する忌避があり、回避策をめぐらしたうえで院御所行幸が行われていたことが確認される。したがって忌避の理由・回避の方法について考察を進めなければならない。そのさい本稿では、「神鏡」^⑭とりわけその「動座」に注目しようと思う。いわば天皇・上皇同所宿忌避の実態は、「神鏡・上皇同所宿忌避」と言い替えてもよいのではないかと考えられるからである。しかし行幸研究において神鏡動座はあまり取り上げられない。

同所同宿回数が時代により変化する以上、そこに政治的背景が存在することは、先行研究の指摘するところである。「同所同宿日数」においてもまた然り、さらに院御所行幸に向けられた「忌避」を回避・合理化して実現された行幸の背景にも政治的理由が存在したのではないかと考える。

斎木涼子氏は、「内侍所神鏡」の神聖化がなされたのは十一世紀で、摂関政治・幼少天皇の定着などにより、直接的な国家統治の場から離れた

天皇に対し、新たな「抽象的権威」が付与された、すなわち「鏡は、物理的に天皇に附属する二つの神器と異なり、いわば神そのものとして祀られ、天皇とアマテラスを直接結びつける神秘的な存在へと変化したと言いうことができる。」(39頁)と論じている。また、「残念ながら、「神璽・剣」が常に天皇の身边に置かれ移動するようになり、そこに「鏡」が入らなかつた経緯は不明である。」(38頁)とも述べている。^⑭

(1) 『帝室制度史五』

天皇・上皇同所同宿忌避について「神鏡」を視点として分析しようとするれば、「行幸のさい院御所に神鏡も随伴動座したか」という議論に導かれる。この点に関し『帝室制度史五』^⑮(第三章、第二節、第二款)には、神鏡「動座」のさまざまな態様について、「踐祚」から「火災又は兵革に因る特殊の異例」まで一五項目にわたり、それぞれの該当史料が部類・例示されていて有用である。院御所行幸に関連する「項目一〇」は、次のように頭注して関連史料が引例されている。

一〇 天皇上皇の御在所に行幸ある場合には一般に賢所の動座なし

(五例)

天皇上皇の御在所に行幸ある場合賢所も共に渡御あるときは上皇は他所に移御したまふ(四例)

天皇上皇の御在所に行幸ある場合上皇の移御なきときは賢所と

上皇御在所との間に築垣を設く(二例)

上皇賢所と御同殿を憚りたまふ(一例)

また、行幸日数と神鏡動座について、

五 十箇日以内の行幸には一般に賢所の動座なし(三例)

六 十箇日以内の行幸に賢所の動座ありし例(一四例)

七 行幸十箇日を超ゆる場合には一般に賢所の動座あり(八例)

天皇・上皇同所同宿の歴史的展開と忌避

このように整序されたケースの内実は、いずれも一義的でなく、廷臣たちが院御所行幸時における神鏡動座に知恵を絞った歴史でもあって、動座の目的や判断は多様であったことを次に議論したい。

(2) 祇園神輿違行幸

同所同宿忌避に関し、本稿の問題関心に照らし最も重要な行幸は「祇園神輿違行幸」である。行幸先として院御所が選ばれるケースが多く、史料にも恵まれている。

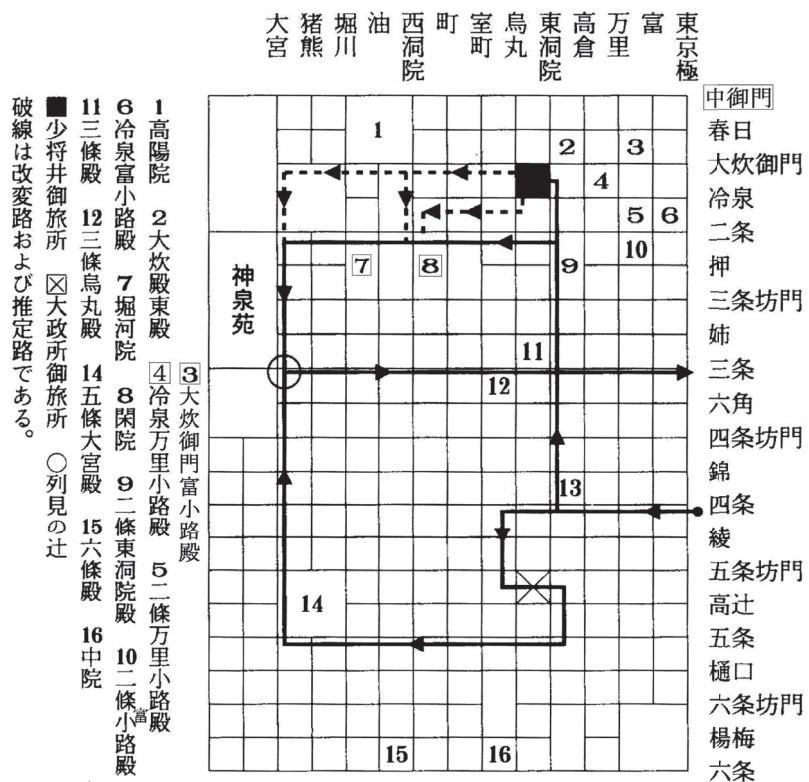
六月上旬、祇園御霊会(祇園会)のさい、神輿が洛中を巡幸したが、これを避け天皇が方違行幸をする習慣があった。以下福眞睦城氏の所論^⑯にしたがい、「祇園神輿違行幸」について整理しておきたい。【付図1】として、同氏作成の地図のうち殿舎名を一部修正して示す。

祇園会は十世紀後半、毎年六月十四日が祭日と定まり、神輿もこの頃登場した。祭に先立つ六月七日、祇園社の祭神「牛頭大王・八王子・婆梨采女(はりさいじょ)」がそれぞれ神輿に移され、祇園社御旅所に神幸する。牛頭・八王子の男神二神の神輿は「大政所」旅所、女神婆梨采女の神輿は「少将井」に移される。神輿はそれぞれの御旅所に七日間駐輦の上、十四日に進発、三条大宮の「列見の辻」で合流、本社に還幸する。

天皇は、皇居が神幸路に面している場合、①神輿を避けて他所に行幸、あるいは、②神幸路の方を変更させることもあった。福眞氏は、応徳元年(一〇八四)六月五日、白河天皇の行幸(皇居三条殿↓堀河院)を初見とし、延慶元年(一一三〇)八月、後二条天皇の行幸(二条東洞院殿↓京極殿)を終見とする神輿違行幸と、神幸路変更事例、計八八件を一覧表にして示している。

なぜ祇園神輿違行幸が行われるようになったかについては諸説がある。一九七四年久保田収氏は「祇園御輿迎に多くの群集が集まり、きは

【付図1】祇園神輿神幸路と皇居・行幸先殿舎



付図 神幸路と皇居・行幸先殿舎一覧

(福眞睦城「祇園御霊会と行幸」2002年 の邸第名を一部修正・加入)

めて雑踏したので、混乱を避けるため行幸が行はれたものであらう」と、「混乱回避説」をとらえた。

次いで五味文彦氏は、『長秋記』長承三年(一一三四)六月七日、翌保延元年六月七日条をもとに「白河天皇の応徳の祇園会の御輿迎えの日、少将井の御輿が天皇の御所三条殿の近くを通ったが、その直後に中宮が死去した事件がおこった。言うまでもなく祇園は御霊神であるから、この事件を契機に天皇は祇園の御輿を避ける慣例が生じ、以後、天皇は祇園御輿が御所近く通る時には、他所に方違えするのが慣例となる。」と述

べ、祇園御霊によって白河中宮賢子が亡くなったことが神輿違行幸の理由であるとした。以後、脇田晴子・大村拓生氏も五味説を踏襲した。

対して福眞氏は、①堀河院母后(中宮賢子)が崩じたのは御霊会から三ヶ月後のことであり、これを「不_レ経_二幾程_一」(『長秋記』保延元年六月七日条)と言えるか。②この御霊会の間白河天皇は、応徳元年六月五日から十五日まで、皇居三条東洞院殿から堀河院に神輿を避け滞在しており、神幸路を変更させる必要が無かった。③中宮崩御を不吉の先例として記録するのは『長秋記』のみ(その理由は不明)、などと指摘し、『長秋記』不吉例は事実として成立しないと断じた上で五味説を退け、あらためて久保田収説を支持して、神輿が忌避されたのは「神幸の雑踏と混乱、そのもたらす不測の事態を避けること」が唯一の理由であり、極めて合理的な目的であった、と結論した。

神輿違行幸の原因が「混乱・狼藉」にあったことは史料上にも散見する。たとえば『殿暦』永久五年六月十三日条には「今日依_二御方違_一行_二幸白河_一、依_二明日祇園御霊会_一無_二還御_一、是御所南_下人狼藉に渡故也」と行幸の理由が明記されている。

第二節 天皇・上皇同所同宿忌避と神鏡

前節では、院御所行幸を多く含む祇園神輿違行幸の研究状況について概観したが、いずれも神器とりわけ神鏡と行幸の関係には注目されていない。本節では、院御所行幸の具体的な場面において天皇・上皇の同所同宿がなぜ忌避され、忌避回避のためにどのような方策が採られたのかについて、「神鏡」を視点として諸史料を分析したい。

(1) 天皇・上皇・神鏡―史料に見る

神鏡と天皇・上皇同所同宿の問題は、火災による避難の場合に現れる。

天永三年五月十三日夜、鳥羽天皇皇居高陽院に火災発生（天永の内裏火災）、天皇は急拠白河上皇御所六条殿に行幸、神鏡も動座した。摂政藤原忠実は権中納言藤原宗忠に天皇・上皇同所のことにつき諮問、宗忠は「主上有_レ行幸院御所」、經_二兩三宿_一是常事也。但已成_二主上御所_一、奉_レ安置内侍所_一之後、与_二法皇_一同宿御事已無_二先例_一」（『中右記』同日条）と奉答、上皇は急拠頭弁藤原実行宅に遷御した。

本事例に見らるるように、天皇と上皇の同所「兩三宿」は「常事」であったが、「法皇」と「内侍所」の同所は厳しく忌避された。「はじめに」で触れたように、樋口健太郎氏は本日条を引いて天皇―「法皇」同所同宿忌避理由の根拠としている。斎木涼子氏もまた、『殿暦』同日条を例示した上で、「広く知られるように、宮中で神祇祭祀、神事が行われる際に仏事が止められるなど、神祇祭祀は仏教を忌む。ここでは、天皇と法皇が同席するのが問題なのではなく、出家した法皇が、神鏡（内侍所）と同じ空間に存在する点が問題とされている。……問題となるのは、神霊・宝剣ではなく、あくまで神鏡である。」と、分析している。

しかし天皇・上皇・神鏡同所同宿は、上皇が「法体」なればこそ忌避されたのであろうか。事例史料が撰関期に多いこと、撰関期に君臨した上皇のほとんどが出家した事からする議論の帰結かと思われるが、続く白河・鳥羽・崇徳・後白河上皇が讓位後「出家」するまでには、それぞれ一〇余年の期間があった。すなわち、法体以外あるいは以前の上皇にあつても、天皇との同所同宿、ひいては神鏡との同座は忌避されていたのである。

早く、『九曆』天曆四年（九五〇）六月二十六日条には、「太上天皇遜位之後、不_レ可_二一日留_二禁中_一」なる文言があり、後鳥羽の時代には「太上天皇不_二参内_一」をめぐる廷臣と後鳥羽上皇自身の議論が、南北朝期に及んでも武家政権の執奏には「上皇入_二御禁裏_一者不_レ可_レ然之由、先日承存了」などと表明されている。²⁵ 撰関期のみならず通史的に上皇・神鏡同座

は忌避されていたと考えてよいと思う。

長承三年の祇園神輿違行幸に関する『長秋記』記録は、行幸の理由を説明する五味説の典拠として用いられたが、同年の記録は『中右記』にもあつて、祇園神輿違行幸をめぐる議論に、「神鏡」の扱いに関する問題が加わると事態は一気に複雑化する。

殿下給_二御消息_一云、皇居_{（崇徳）}二条東洞院也、明日祇園御輿迎少将井御輿皇居西陣前依_レ可_二渡御_一也、明曉内可_レ渡_二御院御所_{（崇徳）}二条万利小路御所_一也、

但永久五年六月主上御_{（堀河）}三条烏丸信通宰相宅_一間、渡_二御白川院御所_一、依_レ為_二寺中_一不_レ被_レ奉_レ渡_二内侍所_一也、上下衆人祇園御霊会騎馬過_二陣中_一、故入道左大臣後日難_レ之被_レ申云、内侍所御所人々騎馬過_レ之不便也者、

仍今度内侍所同可_レ渡_二御院御所_一也、而又院依_二御対面_一同可_レ御也、院与内侍所同所御例不_レ見如何、

予申云、先例不_レ候事難_レ申_二左右_一、早令_レ申_二院給_一、可_レ依_二御定_一事也、重被_レ仰云、事不_レ切者難_レ申_二左右_一、只所_レ思可_二示給_一者、予又申云、今度許御対面不_レ候可_レ宜歟、

（一）ルビ筆者、改行私意、以下同じ、『中右記』長承三年六月六日条

関白藤原忠通は、内侍所神鏡と上皇の同所について、一種のジレンマに陥っていた。明日、祇園神輿が崇徳皇居西陣前を通過するため、鳥羽上皇御所への行幸が計画された。しかし、永久五年（一一七）鳥羽天皇の白河院御所への神輿違行幸が検討されたさい、白川寺中であつたため、神鏡は動座しなかった。結果、皇居陣中すなわち神鏡奉安所近くを上下衆人が騎馬で通行することとなつて後日批判された。今回は神鏡随伴で

院御所行幸が予定されているが、「院与内侍所同所御例」は見えず、如何したものかと藤原宗忠に諮問した。宗忠は、先例なく答えようがないが、「今度許御対面不_レ候可_レ宜敷」と答申している。結局、神鏡は動座したが天皇・上皇の対面は実現しなかった。ちなみにこの時、鳥羽上皇は出家以前であった。

また、故入道左大臣源師房の弁に、神輿違行幸の理由が、「内侍所御所人々騎馬過_レ之不便也」と明記されているように、神鏡奉安所近辺の騎馬通過を忌避しての議論であることにも注目しておきたい。

右『中右記』記事に続き、『長秋記』翌日条には、同じく神鏡「沙汰」や皇居陣中下乗の礼に関する記事が見られる。『中右記』と同様、「自_二内侍所御所前_一、雑人騎馬条、不_レ被_二甘心_一云々」と、神鏡により騎馬雑人が忌避されているが、「下乗」の理由には、驚くべきことが書かれている。

下乗事

去_二皇居_一「一町下乗事者、依_二内侍所御_一也、非_二主上御為_一云々、愚案、於_二此事_一專不_レ可_レ然、行幸時、人皆於_二左衛門陣前_一騎馬者、不_レ可_レ有_二其憚_一歟、

〔長秋記〕長承三年六月七日条、部分

皇居陣中における騎馬雑人の下乗は、天皇のためではなく神鏡のためだと言うのである。

祇園神輿違行幸における、天皇・上皇・神鏡の動静について、朝廷の抱える「ジレンマ」は翌年に持ち越され、保延元年（一一三五）五月二十五日には、対応策について予議が行われた。去年は院御所行幸に神鏡が随伴したが、上皇との対面は無かった。しかし今年は上皇に対面の意志が

あるという。関白忠通は、ジレンマ脱出の一策を案出し諮問した。

関白_{（忠通）}於_二座_一、問_{（源師時）}民部卿・下官等_一云、祇園御霊会時、陣前依_レ為_二神路_一、有_二行幸_一、而先年上皇三条殿奉_レ留_二内侍所_一、一身幸_二白河殿_一、時人難_レ之云々、仍去年奉_レ具_二内侍所_一、行_二幸東殿_一、……今年又可_レ如_二去年_一、而上皇有_二御対面志_一也、而内侍所御所、先帝不_二渡御_一由有_二其聞_一、者十四日夕内侍所還給後、上皇渡御有_二御対面_一矣如何、是等間可_二量申_一、評定可_レ令_二申上_一事也、民部卿云、……今案、劍璽是与_二内侍所_一同儀也、何有_二其憚_一矣、下官申云、……内侍所御在所、上皇渡給事、無_二其例_一者、付安十四日夜内侍所還_二本宮_一給_{（天）}、其後上皇有_二御幸_一矣、更不_レ可_二事煩候_一歟、

〔長秋記〕保延元年五月二十五日条、部分

いわば関白忠通の案は、「行幸・御幸時差策」とでも云うべきものであろう。諮問を請けた廷臣二名の「解決策」は、劍璽と神鏡は「同儀」であり、神鏡・上皇同所は憚りなしという、やや乱暴な意見（藤原忠教）と、関白に同調する意見（源師時）が答申されている。『中右記』にも記録がある。

從_レ院頭頼卿送_二消息_一云、来月七日祇園可_レ下_レ移_二少将井_一給_{（上）}（俗称_二御輿迎_一云々）、仍如_二去年_一可_レ臨_二幸三条殿_一、如_レ此之次可_レ有_二御対面_一之处、同被_レ奉_レ渡_二賢所_一之間、有_二其儀_一無_二御幸_一、白河院之御時、或御方違臨幸、或八幡行幸還御、皆隨_二其便_一有_二御対面_一、而雖_レ渡_二御々所_一、不下_レ令_レ奉_レ侍_二尊儀_一給_{（上）}、尤遺恨思食者也、

然者今度御輿迎了、内侍所如_レ元奉_レ移、主上今夜宿御、有_二御幸_一御

対面之条如何、但還宮以前被_レ奉_レ移_二賢所_一事、兼又上皇入御儀、此
 兩条可_下令_二計申_一給_上者。依_二御氣色_一言_上件_レ如、

〔中右記〕保延元年五月二十七日条、部分

本日条により、二十五日に提議された「行幸・御幸時差策」が院側の
 発案であったことがわかる。かくて保延元年祇園神輿違行幸時における
 神鏡動座の様相が固まった。

六月六日御輿迎前日になって、夕刻崇徳天皇は、鳥羽院御所二条万里
 小路亭に行幸、対面を希望していた鳥羽上皇は、一昨日より同御所に渡
 御して対面が実現、和歌の興などがあつた。ところが、あれほど廷
 臣を悩ませた上皇・神鏡同所問題はどのような決着を見たのか、われわ
 れは『中右記』六月六日条傍書に「有_レ議内侍所不_二渡御_一也、是堀河院
 御時之例也」とあるを見て、如何に上皇・神鏡同所同宿忌避の觀念が強
 固に維持されていたかを知るのである。

時代は下り文治年中、未だ行幸・神鏡問題は議に上っている。院御所
 行幸ではないが、文治四年（一一八八）六月十三日、後鳥羽天皇は祇園神
 輿を避け大内に行幸、翌日還御した。後白河上皇は神鏡渡御についての
 判断を摂政九条兼実にとめた。結局神鏡は、「仍予今夕從_二幸路_一、明夕同
 可_二還御_一之由仰下了」（『玉葉』）なる判断となったが、途中兼実と藏人平
 棟範との間にやりとりがあつた。原理原則論者兼実にとって、神輿違行
 幸の視点は「神鏡動座」にあつたことが確認できる。

予仰云、中古例、賢所雖_レ不_二渡御_一、先朝御時_{（高倉）}有_レ議、被_レ避_二御靈
 會_一、是則宸儀臨幸者、為_レ避_二狼藉_一也、賢所独爭令_二殘留_一給哉、仍
 相共被_レ避_二皇后_{（居イ）}、敬神之至也、……被_レ避_二御靈會_一、是被_レ奉_レ重
 賢所_一之儀也、

天皇・上皇同所同宿の歴史的展開と忌避

〔玉葉〕文治四年六月十三日条、部分

（2）南北朝期への展開

本稿では、朝覲行幸の始期・終期をめどに院御所行幸事例を検討して
 きたが、南北朝時代に至っても、天皇・上皇・神鏡同所同宿には注意が
 向けられていた。いわゆる観応の擾乱最中、観応元年（一二三〇）十二月
 二十三日、太政大臣洞院公賢のもとに、武家の執奏を請けて、崇光天皇
 からの勅問があつた。

廿三日、天晴、及_レ晚_{（四条隆盛）}四条前大納言為_二勅使_一入来、

仰曰、今日武家執_レ奏八幡凶徒可_二追討_一之由_{（上）}、相議曰、禁裏・仙洞
 各別御所警固有_二其煩_一、上皇入_二御禁裏_一者不_レ可_レ然之由、先日承存
 了、然者忖_レ可_レ行_二幸仙洞_一之旨申_レ之、就_二内侍所_一即可_二渡御_一、其時
 上皇猶御同宿不_レ可_レ然歟、始終者_{（光厳・光明）}兩上皇可_レ移_二御新御所_一旨思食、元
 日節日以下儀及_二年内_一、内侍所御神樂等間事、可_レ為_二何様_一哉、可_二
 計申_一者、

申云、行幸事兼粗及_二御沙汰_一歟、可_レ有_二沙汰_一歟、内侍所渡御事、行
 幸之次為_二常式_一歟、上皇・内侍所御同宿事、白地御同宿有_二其例_一之
 由覚悟、猶可_レ被_レ問_二例於官・外記_一歟、

〔園太暦〕観応元年十二月二十三日条、部分

早速翌日夕刻には、崇光天皇は持明院殿に行幸、神鏡も随伴、光厳・
 光明兩上皇は新御所に移御、という素早い対応が完了しており、

廿四日、天晴、抑東宮大夫依_レ召參_二仙洞_一、行幸必定今夕之由被_二治
 定_一了、内侍所渡御、同可_レ為_二今夕_一、兩院可_レ遷_二御新御所_一、……

後聞、今日行幸、内侍同渡御、^(所次)兩上皇渡御新御所云々、非^二上皇・賢所御同宿儀^一云々、

とあつて、これらの記録は神鏡・天皇・上皇の同所同宿が朝幕共通の強い関心事であつたことを示唆している。その証拠に朝廷は、「行幸仙洞」時内侍所渡御例」を勘申するよう外記・史に命じている。大外記中原師茂は「行幸仙洞」時内侍所渡御例」として六例、左大史小槻匡遠は「行幸仙洞」時、内侍所渡御并御逗留間、追渡御例」として数例を調べ上げ注進するという力の入れようである。

翌観応二年（一三五二）三月四日には、再び同所同宿に関する幕府の奏請をもとに、光厳上皇より洞院公賢に勅問があつた。

被^二仰下^一 篇目

天下静謐之上者、可^レ有^{主上}還御^一歟旨武家申^レ之、就^レ其被^レ問^二日次^一、可^レ為^二来七日^一之由被^二仰下^一了、然而件日難治之由就^レ申、御不審条々、

一、此間穢中也、然者還幸之間、内侍所渡御可^レ有^レ議歟事、

一、土御門殿破損、及^二御簾鋪設散々^一也、急速修理以下難治之間、七日難^二沙汰出^一之条勿論也、可^レ及^二廿日比^一、及^二下旬^一歟、然者

正月以来、主上・上皇・賢所皆御同宿者非常儀也、世上静謐可^レ有^{（崇光）}還幸^一之由申^レ之、而依^{（光厳）}修理以下遅々^一、御雜居不^レ可^レ然者、

如^二旧院両院旅所^一、可^レ為^二別御所^一也、

（『園太暦』観応二年三月四日条、部分）

鎌倉時代には、天皇・上皇同所同宿に関し、「武家」が朝廷に「執奏」を行うという事はなかったが、南北朝期になると前述のような史料が

現れる。また、朝幕における一連の対応で興味深いのは、天皇・上皇同所同宿が、「神鏡・上皇同所同宿」と觀念され議論検討されているという事実であつて、本稿が縷々追求してきた、天皇・上皇同所同宿における神鏡の扱いが、長きにわたる歴史的課題であり、公武政権に共有されていたことが立証されるたのではないかと考える。

第三節 「太上天皇不参内」

天皇・上皇同所同宿が出来する第三の契機は、上皇のほうが天皇居所に御幸するというケースである。内裏（禁中）を出た上皇は、参内することを許されなかった。管見の限りであるが、同所同宿「忌避」の初見と思われる史料は、「太上天皇参内」に関するものである。天曆四年（九五〇）六月二十六日、村上天皇皇子憲平親王立太子後の居所について、外祖父右大臣藤原師輔に勅問があつた。師輔は、天皇―皇太子同居の可否に関する勅問に対して答えるにあたり、「太上天皇遜位之後、不^レ可^二一日留^一禁中^一」なる原則があるも、天慶九年（九四六）朱雀上皇は讓位後もなお内裏に留まっていたこと、その理由は方忌によるものであつたこと、を例示しつつ、「無^二殊難^一歟」と勅答した。皇太子同居の可否について、ややピントはずれの引例に見えるが、十世紀すでに天皇・上皇同所同宿忌避の觀念が存在したことが知れる。

（天曆四年六月）廿六日、召^二茂樹^一令^二進^一勘文^一、来月廿三日、戊子尤吉者、午剋参内、令^二伊尹奏^一之、仰云、以^二件日^一可^レ遂^二行之^一、抑先例立^二皇太子^一之後不^レ經^二幾日^一入^二於東宮^一若職曹司……尋^二求^一宮中便所、修造之間、若經^二数月^一歟、恐^二事之乖^一先例^一、……仰日、所^レ申之宜、非^{（事カ）}無^二其理^一、然而庶事依^二先例^一可^レ行者也、若数月在^二里第^一者、遺^二後代之謗^一歟。重奏云、太上天皇遜位之後、不

可^レ三一日留^二禁中^一、而去天慶九年四月禪位之後、上皇猶御^二弘徽殿^一、
至^二七月^一御^二出於朱雀院^一、是則依^二夏三月南方王相^一也。
〔九曆逸文〕^⑤天曆四年六月二十六日条

ほかに史料上、「上皇不^レ可^レ入^二御禁中^一」〔明月記〕建保元年四月二十一日条、「院号後不^レ可^二参内^一之間、今夕参内」〔看聞御記〕文安四年十一月二十二日条）などと所見する。

なぜ、太上天皇は参内しないのか、理由を上皇自身が語った史料も存在する。後鳥羽上皇は、執柄臣が路頭で上皇御幸の行列に遭遇したときの礼について、権大納言西園寺公経ら廷臣との勅問勅答において、次のように述べている。

上皇不^レ可^レ礼^二於人^一……太上天皇不^二参内^一、是於^二陣外^一下車有^レ礼、仍無^二便宜^一之故不^レ参也、

〔玉葉〕建暦元年六月九日条、部分

後鳥羽の論理はまことに明快、上皇は人に礼すべき存在ではなく、陣外において下車の礼を要求される参内はしない、というのである。対して九条道家は、「予案^レ之、太上天皇不^二参内^一、是依^レ有^レ憚也。非^レ為^レ不^レ礼^二之歟^一（同前）」と自説を開陳している。

第三章 順徳天皇・後鳥羽上皇の頻回長期同所同宿

第一節 順徳天皇高陽院頻回行幸と長期滞在

二章にわたり、天皇・上皇同所同宿の歴史的展開につき、神鏡を中心

天皇・上皇同所同宿の歴史的展開と忌避

に考察して来たが、順徳天皇・後鳥羽上皇の時代には、同所同宿の様相が一変する。順徳天皇の院御所滞在日数は延べ一九二日（第一章）と、歴代天皇をはるかに凌ぐ数値を示す。かかる「頻回行幸と長期滞在」の実態を明らかにした上で、従来単独に取り上げられることの多かった『後鳥羽院宸記』建保二年四月記」を、天皇・上皇同所同宿研究上に位置づけ再評価するとともに、強引な先例無視のもと、後鳥羽がなぜ頻回・長期の同所同宿を強行し、遊興・習礼などに明け暮れたのかを問いたいと思う。まず、同所同宿が集中する建保元年～二年について、【付図2】建保元年～二年、順徳天皇・後鳥羽上皇同所同宿日程」を示す。歴代王権が、上皇の意向や祇園神輿に配慮し、神鏡の取り扱いに腐心しつつ展開してきた「同所同宿」政策が、後鳥羽の時代に至り見事に転換されている様子が一目瞭然である。

順徳・後鳥羽の同所同宿は、建保元年、同二年に集中し、合計二一回、のべ日数一八〇日余に達している。うち最も長時日に及んだのは、建保二年二月二十四日～四月二十日の五六日間であり、この間に後述の『後鳥羽院宸記』を構成する日々が含まれている。なおこの長期滞在については、『百練抄』二月二十四日条に「主上行^二幸高陽院^一」とあって始期がわかり、同じく同書に「四月廿日、主上自^二高陽院^一行^二幸閑院^一」と見えるまで、途中還幸の史料が確認出来ず、『大日本史料』四月二十日条は「閑院内裏^二還御アラセラル^一」なる綱文に付して、「高陽院二行幸アラセラルンコト、二月二十四日ノ条ニ見エタリ」と注記し、『皇居行幸年表』でも途中還幸は確認できない。従って長期滞在と判断したが、期間中『後鳥羽院宸記』四月一日条には「小時入^レ内、対^二面公家^一如^レ常」とあって、同所同宿が「継続」していたとする推定が傍証される。

また、先の章で院御所行幸の分析視点とした「神鏡」について、順徳天皇高陽院行幸のさいには神鏡が随伴動座していた明証がある。すなわ

【付図2】建保元年～二年、順德天皇・後鳥羽上皇同所宿日程

[illegible]

詔問直樹「皇居行幸年表」、西井芳子「平安京略年表」（『平安京提要』）、その他史料を参考に作成した。破綻は、史料上始期・終期が確認できないケース。建保二年二月二十四、四月二十日は、『皇居行幸年表』、『大日本史料』「閑院内裏に還御ノコト、四月二十日ノ条に見ユ」の判断に従った。

ち、「今夕、行幸高陽院殿」云々、伝聞、賢所（穢間）、不_レ可_二渡御_一、仍警固云々」（『明月記』建保元年八月二十五日条）とあって、平時は神鏡が随伴していたことが知れる。

順徳天皇は、異母兄土御門天皇に続き、承元四年（一二二〇）十一月二十五日、一四歳で践祚、十二月二十八日即位した。大嘗会は春華門院（後鳥羽皇女昇子）の崩御があったため、建暦二年（一二二二）十一月十三日に行われた。践祚時、閑院内裏が焼亡（承元二年）していたため定まった内裏を持たず、押小路殿→大炊御門殿→三条烏丸殿と、皇居を移した後、建保元年二月、新造閑院内裏の完成を待つて遷幸、退位までここを皇居とした。

第二節 『後鳥羽院宸記』建保二年四月記

建保二年（一二二四）四月一日から三〇日までの一ヶ月間、ほかならぬ後鳥羽上皇自身の「宸記」（『後鳥羽院宸記』）が残されている。宸記の史料価値について目崎徳衛氏は「建保二年四月記はもともと長文で、侍臣の蹴鞠、北面・西面の笠懸のさまや、水無瀬信成への並ならぬ愛顧、山門・寺門の争いなど、興味深い記事があり、院の人間性をうかがうことができる」と評価している。ほか、平林盛得氏にも簡単な紹介がある。先行研究は何れも「宸記」前後の日々には触れていない。本稿での検討により、同記は頻回・長期にわたる一連の順徳・後鳥羽同所同宿のうち「最終場面」に過ぎないことが知れるのである（前掲「付図2」参照）。はじめに同記の書誌・内容を検討した上で、かかる異例な同所同宿の政治的背景について分析考察したい。

（1）書誌と先行研究

「『後鳥羽院宸記』建保二年四月記」の書誌については石田実洋氏の研

究に詳しい。同記宸筆原本は伝わらないが、写本は少なくとも二十本以上存在する。現存最古の写本は東山御文庫『後鳥羽院宸記』卷子本（勅六七一―一）である。石田氏は、「恐らくは室町後期の写本であろう」と推定している。

古写本伝来の詳しい経緯は不明ながら、もと江戸幕府の所蔵となっており、寛永三年（一六二六）九月九日、二条城に行幸した後水尾天皇に上洛した將軍家光が献上し、以後皇室蔵となった。現東山御文庫卷子本がこの寛永献上本である。同本を直接の親本とする陽明文庫本は多くの流布本のもとになった。

（2）内容

建保二年四月、朝廷の構成は、後鳥羽上皇（三五歳）、新院土御門上皇（二〇歳）、順徳天皇（一八歳）のもと、関白近衛家実、左大臣九条良輔、右大臣徳大寺公継、内大臣九条道家らが朝廷の中枢をなしていた。藤原定家は参議であった。

『後鳥羽院宸記』四月記を通覧すると、次に例示する一日条の傍線部分のような基本的行動パターンが繰り返し現れる。

一日 乙未、天陰、諸事如_レ例。辰一点着_二直衣_一出_レ外、人々多以候。小時入_レ内、对_二面公家_一如_レ常、未刻出_二馬場_一、先_レ是又出_レ外、今日依_レ為_二旬有_一蹴鞠如_レ例、对_二面公家_一時著_二改冠_一是例也（後略）

次に、『後鳥羽院宸記』三〇日間の記事内容を分類し、【表2】を作成した。

【表2】『後鳥羽院宸記』建保二年四月記内容一覧表

日	対面公家	蹴鞠	笠懸	神仏事	御幸	記事
1	○	○				諸事例の如し。公家に対面のこと常の如し。蹴鞠例の如し。
2	○		○			上北面と西面の輩、射勝負笠懸。
3	○		○			藤原忠経・修明門院女房・長厳らに所領給与。
4	○		○		神泉苑	小童鶴熊丸を召す、芸能はなはだ骨あり。
5	○					雨のため、堂上で蹴鞠。
6	○		○			方分笠懸その興あり。
7	○					坊門信成・関白近衛家実息家通元服のこと。
8	○			○		熊野三山正体図供養、公家聴聞。坊門信成に加冠。
9	○				七条院	信成上伏、関白息近衛家通に加冠。
10	○		○		神泉苑	信成を伴い内御方に参り、殿上を歴覧・教訓する。
11	○			○	河崎泉	信成上伏、七条院に行幸。十三日止雨奉幣のこと。
12	○					内裏に参り公家に対面。
13	○					連雨により民の憂いあり、止雨奉幣。
14	○			○		内裏で庭騎馬、賀茂祭の葵を所々に飾る。
15	○		○		水無瀬	信成上伏、水無瀬泊。尊長から使者、大津東浦長者丸と日吉神人、韓崎において闘争、延暦寺・園城寺紛争に発展、園城寺へ御教書。
16	○			○		高陽院に戻る。園城寺金堂焼失の報。
17						今日より修すべき仏行を明日に延期。
18	○			○	河崎泉	熊野三山御正体を写し礼拝。
19	○			○		七条院に行幸。
20				○	稻荷社	稻荷社御幸、天皇、高陽院へ還幸〔百練抄〕
21		○		参籠	賀茂社	関白息家通直衣始。賀茂社参籠
22				〃		
23				〃		
24				〃		
25				〃		
26		○		〃		
27			○	〃		
28				〃		
29	○			〃		午二点還御。
30	○					書状を内裏に献じ、返事あり。

対面公家 連日、稻荷社御幸（二十日）・賀茂社参籠（二十一日）以外の十九日間すべてに「対面公家」の文言が見える。本稿が「頻回接触」と称する所以である。

蹴鞠・笠懸 蹴鞠は日常的な遊戯の主役を占めており連日行われた。雨の日は「堂上」で行うという熱中ぶりである。「五日 己亥、自「夜前」大雨未_レ休。諸事如_レ例。午一点許雨休、仍欲_レ令_二蹴鞠_一間、猶雨脚為_二滂沱_一仍於_二堂上_一有_レ之（後略）」

蹴鞠について順徳天皇自身の記録も存在する。

建暦三年四月十一日、午時許、参_二御前_一、昨も二度参_二御前_一、皆直衣也、朕著_二小直衣_一、是依_二上皇仰_一著_レ之也、上皇仰云、昨所_レ被_レ立之懸にて可_レ有、

鞠会云々、於_二院御所_一、始有_二此事_一也、……上皇・宸儀・摂政・大臣蹴鞠事、古今未_レ聞_二其例_一、如法稀代事也、如_レ此事、中_レ率爾出来也、³⁰

寵童記―信成と能成 本記には、「寵童」と思われる、信成・医王記事が頻出し、記事の分量からして、あたかも本記は、「寵童記」のごとくである。ちなみに、「信成」名の所見度数は八／二十九日条にわたり、じつに四一度を数える。

坊門信成 一八歳。中納言親兼の子。坊門忠信の養子となり、参議正三位左中将に至った。建保二年四月八日、後鳥羽上皇自らが加冠、翌九日には侍従・従五位上、七月には左少将に補されている。日記中「名謁如_レ例、信成最前名謁、亥三点信成参_二候前_一如_レ例、令_二上伏_一如_レ例」（九日）、「如_レ例令_二上伏_一」（十一日、十五日）などの記載があり、寵愛のほどが伺われる。子の親成は後年水無瀬家をたてた。

医王能成 藤原能茂、一〇歳。童名を医王丸といい、のち北面の武士、左衛門尉となる。承久の乱後出家。法名は西蓮。上皇の配流に隠岐まで同行。仁治元年（一二四〇）遺骨を頸に懸け帰洛。

（3）延暦寺―園城寺紛争への対応

本記中、唯一の政治記事が十五・十六日条に現れる。十四日、日吉祭において、近江国東浦長者と日吉神人が神膳のことで刃傷に及ぶ。十五日に至り延暦寺―園城寺の紛争に拡大、山門衆徒が園城寺金堂以下を焼く事態となった。

十五日……山門衆徒……打_レ入中院「合戦……焼_レ弘寺中房舎」由申_レ之。殊驚思、然而只今何様可_レ相斗「トモ不_レ覚。但仰_レ光親」、山門・園城寺へ可_レ遣_レ御教書「由被_レ仰、

後鳥羽上皇は、十五・十六両日条に、紙幅を大きく割いて事件のてんまつを書き記しているが、遊興に明け暮れる中に舞い込んだ大事に、傍線部に見るように、途方に暮れており現時点では無力である。

第三節 院御所高陽院の「皇居化」

皇居閑院と院御所高陽院は至近の位置にあり、「歩儀」行幸すら可能であった。しかし後鳥羽上皇は、前掲【付図2】で確認し得るように、順徳天皇に院御所長期滞在をさせていた。天皇・上皇・神鏡の同所同宿に對する憚り・忌避に對する何らかの対応無しには成し得ない、稀代のことであつたと言わなければならない。

かくて後鳥羽上皇の編み出した忌避回避策は、院御所高陽院の一部を「皇居化」することであつた。ために高陽院内に皇居スペースを設け、「築

垣（ついじ）^①」で囲むことによって、皇居・院御所を区分し、同所同宿忌避と批判を無実化しようとしたのである。いわば「高陽院の皇居化」、「院内皇居」の現出である。

こうした手段には、アイデアではあるが先例がある。保延元年（一二三五）六月七日、祇園神輿違行幸をめぐり、「内侍所御所上皇不_レ渡御」なる件につき、関白忠通が諸卿に諮問した。この時大宮大夫源師頼は次のような意見を述べている。

大宮大夫申云、一条東殿有_二一築_一兩所相分、上皇御_二北舎_一、儲_二長橋_一、主上為_二渡御_一、有_二何事_一哉、

（『長秋記』保延元年六月七日条、部分）

意見が採用された形跡はないが、天皇・上皇兩御所の物理的区画案は前代から存在した。

『後鳥羽院宸記』には、連日にわたる「対面公家」文言が見られるように、少なくとも後鳥羽の論理にあつては、上皇との同所が忌避されるのは天皇にあらず「神鏡」であつた。神鏡さえ築垣で遮っておけば、皇居と院御所の行き来は自由とされたのである。

後年、崇光天皇の院御所行幸にさいし、大外記師茂が「行_二幸仙洞_一時内侍所渡御例」を注進した中に、順徳天皇の事例が取り上げられており、隔壁で遮られたのは、神鏡と上皇であつたことを後世の記録は如実に語っている。

順徳院

（建保元年）十一月十日、行_二幸高陽院殿_一（上皇御在所）、賢所同渡御、廿四日、天皇還_二幸閑院_一、

今案云、四月初行幸之時、上皇御方被_レ隔_二築垣_一、有_二小戸_一、是依_二賢所御_一歟、

(『園太曆』觀応元年十二月二十四日条、部分)

高陽院殿に行幸した天皇は、高陽院殿内のどこを皇居とし、皇居はどのような構造になっていたのだろうか。建築史家による殿舎構造の研究はあるが、詳しくはわからない。『明月記』記事において実態の一部を知ることができる。

中築垣已被_二築始_一、御読経所南、寢殿北対北也、如_二承香殿_一北、又有_レ如_二后町廊_一〈不_レ壊_レ之〉、陣座・殿上、皆可_レ被_レ渡云々

(建保元年四月二十一日条)

参_二院御方_一〈通_二中築垣戸_一〉、有_下如_二后町廊_一渡殿上〈中央子午〉、築垣如_二承香殿_一北、自_二此渡殿_一、兩主朝夕可_レ有_二御会合_一云々、

(二十七日条)

毎日御対面云々、女房御共、密々渡御〈已無_二中築垣之詮_一歟、已有_レ隔_レ名、今聖上出_二皇居_一、渡_二御仙洞_一、百司不_レ随、思_レ之猶如何〉

(二十八日条)

藤原定家は、「予参_二院御方_一……又参_二内御方_一」(『明月記』建保元年閏九月十六日条)と両御所を行き来している。高陽院には、陣座・殿上をはじめ、内裏としての機能が調えられていたことなどから、順徳天皇の高陽院殿滞在を、たんなる「同所同宿」と見做すだけでよい課題が残る。かくまで徹底した囲い込みと頻回接触は、廷臣たちに、すでに高陽院に皇居と観念されていたふしがある。『百練抄』建保二年四月二十日条には、長い滞在を終えて高陽院を後にした天皇について、「主上自_二高陽院_一

行_二幸閑院_一」と見える。すでに皇居閑院へ帰ることは、「還幸」ではなく「行幸」なのであった。

高陽院においては、仗議はもちろん、天皇固有の儀礼である五節すら行われており、後鳥羽は儀式・舞姫を見物している(『明月記』『仲資王記』建保元年十一月十日条)。

第四節 順徳・後鳥羽頻回長期接触の背景

(1) 後鳥羽上皇による朝儀介入―琵琶「玄上」演奏

後鳥羽の時代における同所同宿の、他に類例を見ない頻回・長期化は、上皇の朝儀介入を可能ならしめた。本節では具体的な事例を分析し、その政治的背景について考えたい。

琵琶「玄上(玄象)」(以下「玄上」)は、限られた者にしか演奏が許されない、王権を象徴する宝器のひとつであった。³²⁾ 建暦元年正月十九日、順徳天皇は初めて朝覲行幸を行った。当時の記録が『御遊抄』に見える。

建暦元
同五 正 十九 幸高陽院 初度
順徳

公繼
拍子 内大臣 玄上
比巴 上皇御所作

自余略之

順徳院御記云、非_二禁中_一彈_二玄上_一無_二先規_一云々。

笙 関白家実

頭後記云、頭中将御比巴令_レ置_二長押上_一、殿下取_レ之、令_レ献_二上皇_一給。

(立命館大学西園寺文庫蔵『御遊抄』)³³⁾

朝覲行幸「御遊」において、後鳥羽上皇は累代宝物・靈器「玄上」を内裏から持ち出させ演奏した。順徳天皇の驚きが「非_二禁中_一彈_二玄上_一無_二

先規「云々」と引用されている。

この異例は上皇の気まぐれでなく、周到な準備の上に行われたことを指摘しておきたい。すなわち上皇は、先だつ建暦元年正月、「玄上」を修理させている。

為「頭弁頭俊奉行」被「仰下」云、近日玄象修理間、為「被」召「仰御願事」、明日十二日可「被」差「進官人一人」云々、即下知了、^{③4}

かかる強引な「演奏」は順徳の場合が初めてではない。元久二年（一二〇五）正月十九日、先帝土御門天皇朝覲のさい既に玄上は後鳥羽によつて演奏されている。『御遊抄』には「比巴（上皇御所作、御年廿八）」とある。^{③5}

「順徳院御記」建保六年（一二二八）八月七日程は、「上皇雖「無」先例「彈給之故、朝覲行幸兩度彈給、他人朝覲行幸未「彈」之、只禁中宴許「用」之」と順徳朝覲における二度目の上皇演奏があつたことを伝えている。

（2）故実習礼・集成

同所同宿が集中する建保一・二年に先行する建暦一・二年は、後鳥羽上皇による故実の集成と習礼の年であつた。^{③6}一々については省略するが、建暦二年十月二十三日～二十四日には、院御所行幸があつて、順徳天皇は上皇より大嘗会神膳儀につき教訓を受けている「此日行「幸院」也。夜中儀非「朝覲礼」、為「被」申「大嘗会神膳間儀」也。成人御時能可「有」御存知「故也」」（『玉葉』）。

また、上皇が大内に御幸するという、特異なケースがある。建暦二年三月二十四日、こともあろうに後鳥羽上皇は、大内に乗り込み白馬節会の「習礼」を行った。「上皇御「幸大内」。有「白馬節会習礼事」、上皇仮

為「大臣大将」、令「勤」内弁「御」（『百練抄』）、「後鳥羽院、ひそかに大内に御幸なりて、白馬節会の習礼ありけり。」（『古今著聞集』一〇四）等と記録され、「白馬節会御習礼記」として後鳥羽自著に結実している。^{③8}後年にはさらに、上皇が大内はおるか皇居閑院に御幸して習礼を行う場合さえあつた。『皇帝紀抄』から拾い上げておく。

今日太上天皇臨「幸大内」、令「始」除目御習礼事「給、上皇擬「左大臣」御執筆、大外記中原師重「應」召参候、（建保三年三月十日程）

上皇幸「閑院」有「御習礼」、今夜権大納言源通光卿勤「執筆」、（同十一日程）

上皇幸「閑院」有「御習礼」、今夜参議左中将実氏卿擬「大臣」勤「執筆」（同十三日程）

（3）後鳥羽上皇と神器

同所同宿が集中する建保一・二年に先行する建暦二年は、後鳥羽上皇による故実の集成と習礼の年であつた。後鳥羽はこの年の成果を、次なる世代すなわち順徳天皇に伝授する場として、院御所高陽院の中に皇居部分を設定し、築垣で仕切り中小戸を備えて通行可能にした。まさに院御所内に皇居を囲い込んだといつてよいであろう。

順徳天皇との頻回長期の同所同宿を強行する後鳥羽上皇の強い「意志」について、三種神器の一である「宝剣」を軸に考察したい。^{④0}

後鳥羽上皇は、文治元年（一一八五）三月二十四日壇ノ浦に宝剣が海没、神器なき帝王として践祚し、同年四月二十五日宝剣を除く神器（神鏡・神璽）が還京した。天皇の移動に伴う神璽は「剣奉持の内侍―璽の内侍」の順で行列進行するのが旧規であつたが、以後は還京した璽を重んじ、「璽奉持の内侍―空手の内侍」のように剣璽逆順の異例を行わなけれ

ばならなかった。

建久元年（一一九〇）正月三日、後鳥羽天皇元服（一一歳）のさい、宝剣は昼御座の剣をもって「代用」することとされた（「宝剣代」）。しかしなお、剣璽渡御の順序は旧規に戻されず「璽―剣」のままであった。以後後鳥羽上皇の「宝剣」への執着は、建暦二年五月宝剣搜索のため、壇ノ浦に藤原秀能を派遣するところまで確認することができる。

さて、順徳践祚に込められた後鳥羽上皇の強い意志は、前述の推移の中で、神器政策の大転換として表されることになる。すなわち、順徳践祚一〇日後の承元四年十二月五日「宝剣代」に変えて、大神宮御物の剣を宝剣（「准宝剣」とし、動座順も旧規（剣―璽）に戻したのである。

元久元年（一二〇四）には実朝のため坊門信清女降嫁、同二年閏七月、京内で平賀朝雅が討伐されることがあり、後鳥羽自身が首級を「御覧」と伝え、承元二年（一二〇八）十月二十七日には北条政子が熊野詣途上入洛するなど、鎌倉が強く意識され始めた事態を背景にしてか、承元四年（一二一〇）の順徳天皇践祚は後鳥羽上皇の大きな政策転換点であったと評価することができる。

（4）後鳥羽上皇批判―藤原定家

同時代史料の乏しい中、建暦―建保年中、順徳・後鳥羽の同所同宿が常態化し、廷臣たちが息をひそめる時期に、一貫して後鳥羽に対し批判的であったのは藤原定家だった。

まず、建暦の「論義」について、「自今日、被_レ始_二堅義_一……事了又_二有_二狂論義_一」（『明月記』〈以下同〉建暦元年七月二十日）、遊興に明け暮れる後鳥羽の相撲については「入_レ夜参院、自_二三条泉還御_一（此間偏又相撲也、御厄年七月尤可_レ有_二謹慎_一、於_二惡所泉_一每日有_二此事_一、心中恐歎、誰開_レ口哉……）」（同二年七月十九日条）

一一〇

建保年中になると、院御所高陽院について、「中築垣已被_二築始_一」と早くも天皇の囲い込みに注目、「上皇不_レ可_レ入_二御禁中_一、……被_レ渡_二陣座・殿上・内侍所以下_一者、何所非_二禁中_一乎、蹉嘆而有_レ余」（建保元年四月二十一日条）と批判する。二十八日にはすでに皇居・仙洞間を往来して、毎日「対面」が行われていたと述べ、『後鳥羽院宸記』記事と照応する。また、先に述べた「築垣」批判が見られる。

翌二十九日になると、定家極めつけの後鳥羽批判が現れる（後述）。ほか建保年中の蹴鞠について、子息為家が、連日の院御所蹴鞠に召し出されることを定家は苦々しく思い上皇に批判的である。このことに後鳥羽自身も気付いていたようで、建保元年閏九月四日条には「少将、又依_レ召参_二御鞠_一云々、未時参院、御鞠之間也、……父定不請歎之由、有_二天氣_一云々」とある。

建保元年十一月の五節までもが、院御所高陽院で行われたことは先に述べたが、定家はこれにも批判的であった。「両重定御覧歎。是_{（中和略）}中院行幸料云々、於_二中院行幸_一者、已絶久。於_二事便宜_一者、適被_レ模_二大内節会_一、渡_二御他所_一太無_{（答）}答歎。是只末代之猶不_レ応歎、（十一月五日条）。

おわりに

同所同宿が出来るのは、①院御所行幸、②太上天皇参内、③天皇・上皇某所合流などの場面である。本稿においては従来、朝覲行幸以外あまり取り上げられなかった「院御所行幸」に注目、これを天皇・上皇同所同宿の起点と位置づけ、嵯峨―後醍醐という比較的長いスパンにわたる行幸記録を検出・分類・整序して「表1」院御所行幸の回数と目的」を作成した。また「行幸回数」以外に「滞在日数」に注目、集計・序列化を行った。結果その傾向は、行幸回数を基とした分析とはまったく別

の様相を呈した。すなわち行幸回数ピークは摂関期にあるのに対し、滞在日数のそれは院政期から南北朝期にあることが明らかとなった。鎌倉幕府は同所同宿に介入を行った形跡はないが、南北朝期の幕府は、同所同宿に関して執奏を行っていることも確認された。

朝覲・祝賀・病氣見舞いなど儀礼的な院御所行幸は公然と受容されたが、方違などの名目による行幸¹¹同所同宿は多くの場合「忌避」された。この件に関し、とくに史料の豊富な祇園神輿連行幸記録を主材料として、同所同宿の何が、なぜ忌避され、どのような回避策が採られたかについて、「神鏡」を視点として分析を行った。巡幸する神輿の「何」を避けて天皇は他所に行幸するのか、行幸先が院御所であった場合、どのような問題が起こるのか……多くの場合廷臣による議論の中心は、上皇と「神鏡」の同座同所を巡ったことであり、「神鏡・天皇・上皇」の同所同宿をめぐるジレンマが見て取れた。

摂関期を中心とした先行研究においては、同所同宿忌避の理由は、平城太上天皇の変以来の「不文律」や、出家の身である法皇の天皇―神鏡同所同座忌避にあるとされているが、かかる忌避の観念は、出家以前の上皇はもちろん、摂関期のみならず平安遷都以降通史的に存在し、廷臣たちを悩ませ続けた問題であった。

順徳天皇の時代すなわち建暦―建保年間に至り様相は一変する。従来、『後鳥羽院宸記』のうち、建保二年四月一日―二十九日条が、順徳との同所同宿を記録したものであるとして知られ研究がなされてきた。しかし、両者の長期間同所同宿は、建保元年四月に始まり、翌年四月まで、まる一年にわたり、繰り返し頻繁に行われており、『宸記』はその一部であるに過ぎないことを明らかにした。

あれほど廷臣たちを悩ませた同所同宿・神鏡動座問題が大きな転換期を迎えた。同所同宿日数は飛躍的に増大・常態化し、院御所の皇居化が

図られ、神鏡問題は擬制的に回避された。後鳥羽上皇は、遊興・習礼などを通じ、皇権の併合・私物化を図った。藤原定家による執拗な後鳥羽・順徳同所同宿批判も届くことは無かった。

王家内では神器のうち宝剣を欠き、「准宝剣」に甘んじなければならず、先立つ元久―建永年間には、実朝のため坊門信清女の降嫁・平賀朝雅の討伐・北条政子の入洛など、京中に鎌倉の風が流入し始めていた。加えて延暦寺・三井寺・興福寺等の紛争頻発など、緊張と危機を背景として、後鳥羽には文化を独占興隆し、神器を調べ、儀礼で荘厳して朝廷の権威を高める必要があった。この時期後鳥羽が行った「朝儀介入・習礼強行・内裏囲い込み」および天皇との「長期頻回接触」は、かかる文脈で理解されるのではないだろうか。

建暦・建保年間、「横暴」とも言える強権的な後鳥羽上皇の政權運営に対し、一貫して後鳥羽批判を展開して来たのは藤原定家であった。本稿では「神鏡」をキーワードにさまざまな分析を重ねてきたが、定家の目も「神器」にあった……次に例示する記録の内容は、該博な定家漢籍の素養に理解を阻まれるが、「百王八十余代」は、後鳥羽は八二代、順徳は八四代天皇であったということのみを注し本文を掲げて稿を閉じたいと思う。

夜半許少將退出、於^レ皇居西門内^一（故春華門院殿上屏前）御鞠云々
 〈上皇・天子〉、毎事依^レ有^レ恐委不^レ問。最勝講、於^レ此内裏^一可^レ被^レ行云々。或後魏西河之遊、連日連夜、已如^レ文王為^レ世子^一、或周穆
 驂騑・騶駟之興、同^レ月令郊外之儀、但至^レ于神堯之入^レ紫宮^一者、未
 聞^レ和漢之例^一者歟。百王八十余代、神劍没^レ海、卅^レ廻于茲^一、事理
 可^レ然、是則非^レ人力^一歟。

（『明月記』建保元年四月二十九日条）

注

- ① 例えば、「御同所」は「院暫与」内御同所事如何、但無「先例」也」（『中右記』天永三年五月十三日条・「天子三上皇皆御同所」（『後撰和歌集』承久三年五月二十一日定家書写本のうち、嘉永六年刊本奥付、小松茂美『後撰和歌集 校本と研究 研究編』誠信書房、一九六一年）、「御同宿」は「今度五節、院御同宿之間、殊有「其沙汰」也」（『仲資王記』建保元年十一月十一日条）などとして現れる。
- ② 祇園御霊会の神輿が皇居近辺を通る時、天皇はこれを避け他所に行幸した。福眞陸城氏はこの行幸を『増鏡』八の「祇園の神輿たがひの行幸ありし時」に倣い、「神輿違行幸」と称しておりこれに倣いたい。福眞陸城「祇園御霊会と行幸」なぜ天皇は神輿を避けるのか」（『史観』早稲田大学、一四六、二〇〇二年）
- ③ 佐古愛己「院政・鎌倉期における朝覲行幸の特質と意義―拝舞・勸賞・行啓の分析から―」（元木泰雄編『日本中世の政治と制度』吉川弘文館、二〇二〇年）161頁。
- ④ 大村拓生「行幸・御幸の展開」（『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九四年を改稿）34頁、白根靖大「中世前期の治天について」（『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九四年を補訂）、佐古愛己（上掲）182頁。
- ⑤ 樋口健太郎『中世王権の形成と摂関家』（吉川弘文館、二〇一八年）
- ⑥ 井上満郎「院御所について」（御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年）
- ⑦ 詫間直樹編『皇居行幸年表』（続群書類従完成会、一九九七年）
- ⑧ 還幸日が未詳の場合は、日数Ⅱ一日としたほか、推定により算出したものもある。
- ⑨ 『玉葉』治承二年四月二十九日、五月一日条（九条家本、図書寮叢刊）、『山槐記』五月一日条（増補史料大成）
- ⑩ 『庭槐抄』治承二年四月二十九日条（『群書類従』三）
- ⑪ 『勘仲記』弘安六年正月六日条（『増補史料大成』）
- ⑫ 『山槐記』治承二年閏六月十一日条。
- ⑬ 三種神器の一である神鏡は、史料上「内侍所」「賢所」などとして現われるが、本稿では「神鏡」を用いる。
- ⑭ 斎木涼子「内侍所神鏡をめぐる儀礼―十一世紀における神聖化―」（『洛北史学』一九、二〇一七年）
- ⑮ 『帝室制度史五』（復刻版、日本学士院編、吉川弘文館、一九七九年）
- ⑯ 福眞陸城「祇園御霊会と行幸」（前掲）
- ⑰ 延慶元年（一三〇八）八月以降、皇居が二条大路の北に去り、神輿違行幸は自然に終焉を迎えた。
- ⑱ 久保田収「八坂神社の敬神」（『八坂神社の研究』臨川書店、一九七四年）322頁。
- ⑲ 五味文彦「馬長と馬上」（『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年）357頁。
- ⑳ 脇田晴子『中世京都と祇園祭―疫神と都市の生活』（吉川弘文館、二〇一六年、初版一九九九年）、大村拓生「行幸・御幸の展開」（前掲）
- ㉑ 福眞陸城「祇園御霊会と行幸」（前掲）29頁。
- ㉒ 斎木涼子「内侍所神鏡をめぐる儀礼」（前掲）37頁。
- ㉓ 「九暦逸文」（『九暦』大日本古記録、一九五八年）
- ㉔ 「玉葉」建暦元年六月九日条（今川文雄校訂、思文閣出版、一九九二年、初版一九八四年）、後に詳述。
- ㉕ 「園太暦」観応元年十二月二十三日条、後に詳述。
- ㉖ 「九暦逸文」（前掲）
- ㉗ 目崎徳衛「後鳥羽院の生涯」（久保田淳ほか『図説日本の古典4 古今集・新古今集』集英社、一九七九年）169頁。
- ㉘ 平林盛得「後鳥羽天皇宸記切と宸記逸文」（古典研究会編『国書漢籍論集』汲古書院、一九九一年）
- ㉙ 石田実洋『後鳥羽院宸記』建保二年四月記と宸記切」（『明月記研究』一四、二〇一六年）。『後鳥羽院宸記』は史料大成版を用い、東山御文庫本・内閣文庫本影印を参照した。
- 〈付記〉故石田実洋氏からは、後鳥羽・順徳関係史料の入手その他について、いろいろ御指導を賜った。御冥福をお祈りしたい。
- ③〇 辻浩和「〈史料紹介〉天理図書館蔵『蹴鞠記』抄出―『順徳院御記』逸文と成通説話―」（『日本史研究』五五二、二〇〇八年）

- ③① 野口孝子氏は、閑院内裏に築地・裏築地が築かれていたことを明らかにし、その構造・規模を詳しく検討した。同氏は裏築地の造成は権威空間を作ることであり、高陽院殿にも築かれたと述べている(103頁)。「閑院内裏の空間構造―王家の内裏―」(高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年)
- ③② 豊永聡美「琵琶の時代」(『天皇の音楽史 古代・中世の帝王学』吉川弘文館、二〇一七年)
- ③③ 『御遊抄』巻第二「朝観行幸」(立命館大学西園寺文庫マイクロ写真、コマNo五五〇)
- ③④ 「業資王記」建暦元年正月十一日条(『大日本史料』四―一、16頁より引用)
- ③⑤ 『御遊抄』(前掲)、コマNo五四九。

- ③⑥ 『順徳院御記』(史料大成)。
- ③⑦ 籠谷真智子「故実の中世的展開」(『中世の教訓』角川書店、一九七九年)94～7頁。
- ③⑧ 『後鳥羽院宸記』建暦二年三月二十四日条(『列聖全集』上)207頁。
- ③⑨ 『皇帝紀抄』第八(『群書類従』三)392頁。
- ④⑩ 以下、後鳥羽上皇と「神器」については、拙著『後鳥羽院政の展開と儀礼』思文閣出版、二〇一〇年)参照。
- ④⑪ 政子入洛は『吾妻鏡』承元二年十月十日条が伝えるが、公家の日記に見えない。

(衣笠総合研究機構客員協力研究員)